

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇市高齢者在宅生活支援条例に基づくサービスの更新（却下）		
根拠法令及び条項	那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第4条2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 【別紙】 参照		
処分基準 設定年月日	平成12年3月31日	処分基準 最終変更年月日	H18年 4月 1日
所管部署	福祉部 ちゃーがんにゅう 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

○那覇市高齢者在宅生活支援条例

(利用の許可)

4 条

- 2 [前項](#)の利用期間は、6 月とし、利用期間終了後引き続き高齢者在宅生活支援事業を利用しようとするときは、利用期間の更新を受けなければならない。

○那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則

(利用期間の更新)

第 4 条 [条例第 4 条第 2 項](#)に規定する利用期間の更新を受けようとする者は、高齢者在宅生活支援事業利用期間更新申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の申請があつたときは、その内容を審査し、利用期間の更新の可否を決定し、その旨を高齢者在宅生活支援事業利用期間更新(却下)決定通知書により申請者に通知するものとする。